

平成26年度 第2回倉吉市学校教育審議会

日 時 平成26年8月7日（木）午後3時～5時
場 所 成徳公民館 （中会議室）

日 程

※委嘱状交付

1 開 会

- (1) 開会あいさつ
- (2) 自己紹介
- (3) 会長、副会長選出

2 報 告

事務局より

3 協 議

- (1) 平成26年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画について
- (2) 倉吉市立小・中学校の適正配置について
- (3) 倉吉市青少年問題対策協議会について
- (4) 倉吉市立小・中学校「土曜授業」について
- (5) 小中連携について
- (6) その他

4 その他

5 閉 会

目 次

・ 倉吉市学校教育審議会委員名簿	1
・ 倉吉市学校教育審議会条例	2
・ 倉吉市学校教育審議会運営規則	3
・ 倉吉市立小・中学校の適正配置について	4
・ 倉吉市青少年問題対策協議会について	14
・ 倉吉市立小・中学校「土曜授業」について	18
・ 倉吉市の「小中連携」教育の推進について	22

別添資料

- ・ 平成26年度倉吉市教育委員会の重点施策に基づく実施計画
- ・ 平成26年度倉吉市学校教育関係要覧
- ・ 倉吉市教育振興基本計画（新規委員のみの配布）
- ・ 倉吉市教育振興基本計画パンフレット

倉吉市学校教育審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立小学校及び市立中学校(以下「市立学校」という。)の教育の振興に関する重要事項
- (2) 市立学校の運営に関する重要事項
- (3) 市立学校の校区に関する重要事項
- (4) 市の教育評価に関する重要事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか学校教育に関する重要事項
- (6) 社会教育並びにスポーツ及び文化芸術の振興のうち学校教育に関連する重要事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(倉吉市校区審議会条例の廃止)

- 2 倉吉市校区審議会条例(昭和44年倉吉市条例第34号)は、廃止する。

(準備行為)

- 3 第3条第2項の規定による委嘱及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

倉吉市学校教育審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、倉吉市学校教育審議会条例（平成22年倉吉市条例第 号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、倉吉市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議の日時、場所、議案その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第3条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に意見を述べさせ、又は説明させるため、当該委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の事情により審議会が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(会議録)

第5条 会長は、審議会を行ったときは、会議録を作成しておかなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

1 児童数の減少

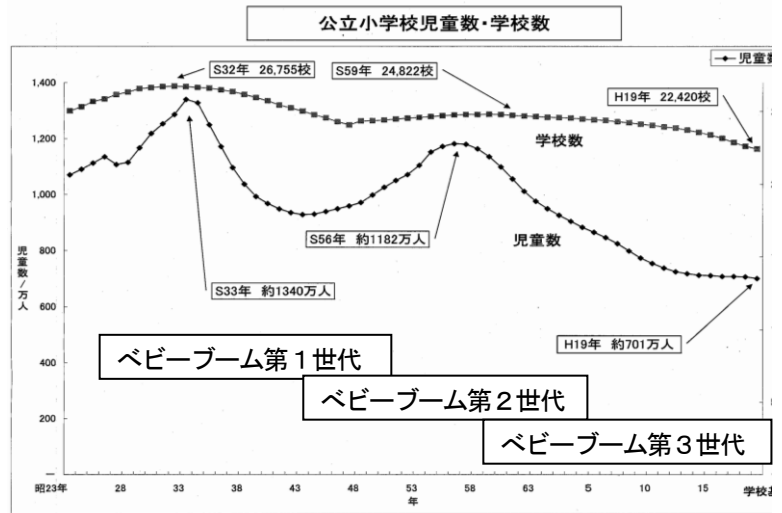
鳥取県の人口の推移

現在 58 万人が、30 年後には 44 万人 (25% の減少率) と予想されている。

倉吉市の児童数の推移

第 1 次倉吉市総合計画では、年少人口の減少率を 19.7% とみており、倉吉市全体で約 20% の減少率となると予想される。

平成 26 年の児童数は 2519 人で、昨年同期 (2528 人) よりも 9 人減少している。しかし、昨年度 5 月 1 日の推計調査よりも、11 人減少している。各校の人数は下表のとおりである。



校名	上北条	河北	西郷	上灘	成徳	明倫	灘手	社小	高城	北谷	小鴨	上小鴨	関金	山守	総計
25年	134	408	263	285	145	150	50	310	75	47	388	98	136	39	2528
26年	144	393	279	298	138	138	47	297	83	52	399	96	122	33	2519



具体案【案】

30年	162	418	289	338	247	300	145	519	126	2544	H24.5.1 推計
30年	155	405	298	323	244	313	144	524	124	2530	H26.5.1 推計

2 今までの経緯

平成 22 年 2 月 「明日の倉吉を考える委員会提言」 6 つの柱と 13 項目

- ・倉吉市の教育のあり方 幼児教育・学校教育・家庭教育・社会教育・学校と地域の連携
- ・学校・学級の適正な規模、校区のあり方についての検討

平成 22 年 倉吉市教育振興基本計画を策定 (平成 23~27 年度)

平成 23 年 「倉吉市小・中学校の適正配置について」 について学校教育審議会で協議

平成 24 年 4 月 「倉吉市小・中学校の適正配置について」 小学校区別説明会の実施 14 地区 718 名

1 1 月 倉吉市民シンポジウムの開催「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」

平成 25 年 3 月 「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】」 発表

4 月~8 月 地区合同 (中学校区) 対象小学校区での説明会の開催 5 地区 250 名、10 地区 552 名

1 1 月 倉吉市民シンポジウムの開催「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」

講演「智頭町における学校統合について 一経緯と現在」

○ 小・中学校 PTA 連合会との協議 5/10、11/1、2/4

○ 各自治公民館等との協議 横田・灘手地区・明倫地区・高城地区

3 今後の推進

① 小・中学校 PTA 連合会や各自治公民館との協議を進め、理解を深める。(平成 27 年~30 年の予定)

通学方法・放課後児童クラブの検討、新しい学校名・校歌・校章の制定、学校支援組織、跡地の活用等

② 「倉吉市立小・中学校の適正配置」 の推進体制の整備 統合準備委員会を設置

③ 小学校での交流学习や集合学習の推進

倉吉市小学校児童生徒数推移・推計

H26.5.1現在

小学校	H	上北条小	河北小	西郷小	上灘小	成徳小	明倫小	灘手小	社小	北谷小	高城小	小鴨小	上小鴨小	関金小	山守小	小学校合計	備考
学校別児童数	10年度	196	443	303	426	211	275	95	384	131	194	396	123	211	78	3466	
	20年度	140	378	306	333	183	218	46	361	58	109	360	82	148	50	2772	H20.5.1現在
	21年度	137	378	293	335	165	193	46	365	59	97	370	83	150	48	2719	H21.5.1現在
	22年度	132	385	289	308	147	177	48	359	51	89	371	82	148	50	2636	H22.5.1現在
	23年度	146	403	267	287	147	166	46	341	53	86	387	87	137	41	2594	H23.5.1現在
	24年度	142	387	263	284	149	154	49	323	50	88	376	91	138	41	2535	H24.5.1現在
	25年度	134	408	263	285	145	150	50	310	47	75	388	98	136	39	2528	H25.5.1現在
	26年度	144	393	279	298	138	138	47	297	52	83	399	96	122	33	2519	H26.5.1現在
学校別推計児童数	26年度	140	404	284	301	139	139	45	303	52	79	393	95	123	33	2530	H25.5.1推計児童数
	27年度	146	410	292	302	133	137	41	295	52	91	414	90	118	30	2551	H26.5.1推計児童数
	28年度	153	403	291	306	130	133	41	285	53	91	410	95	111	28	2530	H26.5.1推計児童数
	29年度	153	394	297	314	119	132	37	279	55	84	411	90	97	33	2495	H26.5.1推計児童数
	30年度	155	405	298	323	107	137	33	280	59	85	433	91	92	32	2530	H26.5.1推計児童数
	31年度	161	380	294	334	97	124	32	280	62	88	412	77	88	30	2459	H26.5.1推計児童数
	32年度	150	403	290	332	89	128	32	282	59	88	399	66	93	35	2446	H26.5.1推計児童数
校区別割合	10年度	5.7%	12.8%	8.7%	12.3%	6.1%	7.9%	2.7%	11.1%	3.8%	5.6%	11.4%	3.5%	6.1%	2.3%	100.0%	H10年校区別割合
	20年度	5.1%	13.6%	11.0%	12.0%	6.6%	7.9%	1.7%	13.0%	2.1%	3.9%	13.0%	3.0%	5.3%	1.8%	100.0%	H20年校区別割合
	30年割合	6.4%	16.4%	11.4%	13.3%	4.8%	4.9%	1.2%	10.6%	2.2%	3.5%	17.1%	3.3%	3.9%	1.1%	100.0%	H30年校区別割合
	32年割合	6.1%	16.5%	11.9%	13.6%	3.6%	5.2%	1.3%	11.5%	2.4%	3.6%	16.3%	2.7%	3.8%	1.4%	100.0%	H32年校区別割合
H10～20年	減少数	-56	-65	3	-93	-28	-57	-49	-23	-73	-85	-36	-41	-63	-28	-694	H20-H10 10年
	減少率	0.83	0.94	0.95	0.79	0.58	0.45	0.32	0.70	0.44	0.45	1.10	0.69	0.47	0.35	0.73	10年度/30年度
H20～30年	減少数	15	27	-8	-10	-76	-81	-13	-81	1	-24	73	9	-56	-18	-242	H30-H20 10年
	減少率	1.16	1.11	0.94	1.02	0.67	0.57	0.65	0.75	0.98	0.81	1.21	1.04	0.67	0.54	0.92	20年度/30年度
過去20年	減少数	-41	-38	-5	-103	-104	-138	-62	-104	-72	-109	37	-32	-119	-46	-936	H30-H10 20年
修正	減少率	0.99	1.02	0.94	0.90	0.62	0.51	0.48	0.72	0.66	0.63	1.15	0.86	0.57	0.44	0.81	10年間と20年間の中間値
推計児童数	40年度	130	337	233	272	98	101	24	217	46	71	350	68	80	22	2049	30推計数×校区別割合

- 平成40年度、平成50年度については過去の減少率をもとに市教委で試算したもの（小学校合計は各学校児童数を合計したもの。）
- ※1 修正の数値は、過去10年と過去20年の減少率の中間値 推計児童数は、平成30年度の推計児童数に修正減少率を乗じて得た合計数に校区別割合を乗じた推計数
- ※2 [参考]第11次倉吉市総合計画では、平成22年度から平成32年度までの年少者（0～14歳）人口の減少見込率は19.7%である。
市出生数は、平成14年～23年までの平均出生数442人を基に、年少者減少率19.7%を乗じて得た推計数

倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案【草案】

倉吉市教育委員会

1 経緯

倉吉の教育をよりよくするために、平成20年に「明日の倉吉の教育を考える委員会」が設置され、「学校教育の充実を図るための今後の小中学校教育のあり方」「学校教育の充実を図るために必要な基盤整備」について、6つの柱と13項目の提言が出された。その中で、倉吉の教育の向上のために「子どもたちが望ましい成長をするための学校・学級の適正な規模、校区のあり方について」検討を行うことが求められた。

それを受けて、提言のうち教育の内容については、平成23年2月24日に倉吉市学校教育審議会から「倉吉市教育振興基本計画の学校教育に関わる内容」についての答申が出され、さらに、平成24年2月21日「倉吉市立小・中学校の適正配置等について」の答申をいただいた。

2 小・中学校適正配置に関する基本的な考え方

(1) 児童・生徒数の推移

総務省の発表した将来の我が国の人口推移は、現在の1億2千万人の人口は8千万人まで減少すると予想され、倉吉市も例外ではない。倉吉市児童数は平成10年度から20年度までの10年間で3,466名から2,772名と694名減少し、平成24年5月1日現在2,535名である。平成20年から24年の倉吉市出生数は455～397名と約400名となっており、第11次倉吉市総合計画では年少者（0～14歳）人口の減少率を19.7%とみている。そこから推計すると平成40年度は2,061名になると推定される。児童数の減少は今後とも続くものと予想される。

(2) 学級規模に関する基準

1学級に少なくとも20人の児童生徒が必要である。

(3) 学校規模に関する基準

- ① 小学校 最低、1学年1クラス以上を構成できる小学校（6学級以上）とし、複式学級の解消を図る。
適正化すべき小学校 児童数120人未満（1学級児童数 20人～40人（35人））
- ② 中学校 1学年2クラス以上を構成できる中学校（6学級以上）が望ましい。
適正化すべき中学校 1学年2クラス未満
- ③ 小学校、中学校とも1学年2クラス以上が望ましい。ただし、倉吉市の場合は、状況に応じて1学年1学級でもやむを得ない。

(4) 通学に関する考え方

- ① 小学校では、概ね4km、徒歩で1時間以内に学校があることが望ましい。
- ② 中学校では、概ね6km以内に学校があることが望ましい。
- ③ 山間部では、通学距離よりも通学時間を考慮する必要がある。
- ④ 適正配置に伴って、児童生徒や保護者に過度の負担をかける場合は、負担軽減策が必要である。
- ⑤ 通学距離や通学路の安全性に問題がある場合は、通学区域の見直しを検討することも必要である。
- ⑥ 通学路の安全対策についても十分な配慮が必要である。
- ⑦ 通学距離、通学方法等により、就学する学校を選択する地域も考える必要がある。

(5) 校区の在り方（分散就学及び分散進学）

- ① 基本的に、一つの地区公民館の対象区が一つの小学校区又は中学校区に含まれることが望ましい。
- ② 通学距離、通学方法等により、一つの地域が複数の小学校区又は中学校区に就学及び進学する場合もある。
- ③ 通学距離、通学方法等を考慮し、学校選択地域を設定することも必要である。

(6) 地域との関係

- ① 学校は地域のコミュニティの拠点であるため、地域特性や地域コミュニティへの配慮が必要である。
- ② 地域と連携した教育活動を行うことで、学校の活性化が地域の活性化に結びつくような環境づくりが求められる。
- ③ 人口減少に伴い、地域の捉え方を拡大することも必要である。
- ④ 市民は自治公民館或いは地区公民館を単位として生活しているが、今後複数の地区公民館の対象区が一つの小学校区となることを踏まえ、地区公民館の対象区と小学校区とは別の観点から考えることが必要である。

(7) 中学校について

- ① 中学校の統合について
現在のところ、5中学校体制を維持していくが、将来的に集団としての切磋琢磨する力、或いは部活動など課題が出てきた場合、中学校の統合も視野に入れておく必要がある。
- ② 小学校区の変動に伴い、中学校区も選択地区を設定するなど、状況に応じて対応をする必要がある。

(8) 適正配置の推進に向けて

今後の適正配置の推進にあたっては、次のことについて十分留意する必要がある。

- ① 通学について 遠距離通学のための対応
スクールバス又は路線バス利用者等のバス代補助、デマンドバスの利用
放課後の児童の待機場所の確保 児童センター・放課後児童クラブ等の充実
冬季間の寄宿舎利用
- ② 地域について 隣接区域における学校選択制の検討、通学距離等を考慮した校区の指定
- ③ 移行について 移行に当たっては激変緩和措置などを考える必要がある。

3 具体化のための取組み

(1) 市報による周知と説明会の開催

同答申の概要を倉吉市報（平成24年4月号）で市民に周知するとともに、同年4月～8月にかけて、市内14小学校区で住民説明会を実施。（参加者 延べ718名）

- (2) 説明会での意見集約と論点整理 議会に報告するとともに市報やホームページで市民に周知
- (3) 市役所内部協議 総合政策課、財政課、子ども家庭課、観光交流課、防災安全課と協議
- (4) 市民への情報提供 市報やホームページで論点整理したものを掲載
- (5) 各種会合での説明、意見聴取（小中養PTA連合会、公民館関係、自治公民館連絡協議会等）
- (6) 倉吉市民シンポジウムを開催し、市報やCATVで周知 「倉吉市立小中学校の適正配置等について」

4 説明会を終えての主な意見

- ・再編は推進すべきだ。（過半数を超える回答）
- ・小規模校での教育を大事にすべき。切磋琢磨する必要はなく、人間の基本的な躰が大切。
- ・1地区に1小学校はあるべき。地区振興のためであり、子どものためでもある。
- ・出身校や子どもの通う学校がなくなるという地域感情に配慮が必要。
- ・小学校・中学校と別れるのは反対。中学校の再編案と並行して考えるべき。
- ・通学方法、通学時間等子どもの負担が増えることへの不安。保護者の負担増に配慮が必要。
- ・保護者と地域では意見が違う。地域ですりあわせることも必要。
- ・スクールバスの経費等は結局市民の負担。財政面のことも同時進行で考えた方がよい。
- ・教育委員会で意見を集約し、早い段階で地域に提案してもらえるとよい。
- ・教育委員会だけではなく、行政全体で、町づくりや人口を増やすための議論をするべき。

5 課題の検討

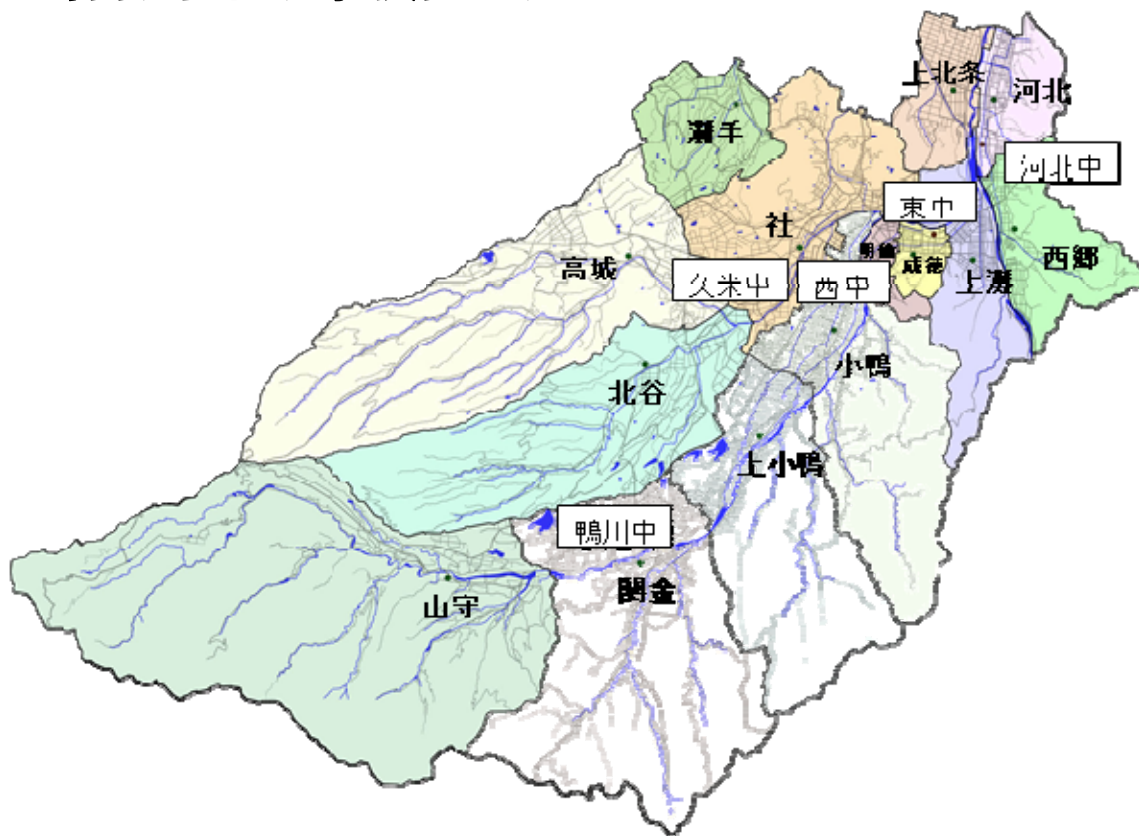
平成24年に開催した各地区説明会、関係団体からの意見聴取、市民シンポジウムなどを通して出てきた意見に対して、倉吉市教育委員会は次のような考え方で推進をしていく。

- どの学校を統合するのか。
関わりの深い隣接した学校を基にしてできるだけ無理のない統合を考える。また、小学校と中学校との関係も考えて、できるだけ分散就学や分散進学がないように考える。
- 統合校の学校位置をどうするのか。
通学の方法、通学距離、地域の状況、現有施設の教育環境等を考えて判断する。また、新たな教育施設整備は極力控える。
- 統合は何時するのか。
平成25年4月から地区合同（中学校区）で説明会を開催して住民の合意を図り、最終的に学校再編は準備の整った所から市議会で条例改正し、平成27年～30年度で段階的に行うよう予定している。
- 統合校までの通学方法や放課後の対応等をどうするのか。
遠距離通学の児童のために、現在運用している倉吉市遠距離通学費補助金交付要領により、通学距離4km以上の児童に対してバス通学費の補助やスクールバスを運行する。また、通学路の安全確保や児童の放課後の対応など様々なことを統合準備委員会で協議していく。
- 統合した跡地をどうするのか。
空き施設の利用については、統合準備委員会で協議をするとともに、市民の意見を聞き、全市的な視野と幅広い視点から十分検討した上で活用を図る。例えば、地区住民の体育施設及び文化活動等の拠点や避難所、或いは、スポーツ団体、文化芸術団体、産業振興、介護福祉等のための施設として活用することも考えられる。

6 再編案

倉吉市教育委員会は再編案を検討していく中で、次の点に課題を絞った。それに対する考えを整理して再編案とし、説明会等で市民の意見を聞き、判断していく。

倉吉市小中学校区地図



校名	再編案		最終再編案
西郷小学校			
河北小学校			
上北条小学校			
上灘小学校			
成徳小学校	倉吉第一 A	倉吉第一 B	
明倫小学校			
灘手小学校		倉吉第五	
社小学校			
高城小学校	倉吉第三		
北谷小学校			
小鴨小学校	倉吉第二		
上小鴨小学校			
関金小学校	倉吉第四 A	倉吉第四 B	
山守小学校			

(1) 灘手小学校について

成徳小学校・明倫小学校と統合する場合（倉吉第一A小学校）と社小学校と統合する場合（倉吉第五小学校）と考えられる。成徳小学校・明倫小学校と統合した場合には隣接しないで飛び地になってしまうこととなる。また、社小学校は、現在東・西・久米の3中学校に分散して進学しており、地区としてのまとまりの上から解決すべき問題として取り上げられてきた。

灘手小学校は社小学校と統合する案とする。学校の場所は社小学校とし、灘手地区はスクールバスで通学する。中学校は久米中学校へ進学し、上神、寺谷、大谷茶屋、和田、和田東町、馬場町地区の生徒で徒歩通学が困難な生徒もスクールバスで通学する。こうしたことで、上記の問題の解消を図り、小・中学校の連続性を確保する。

(2) 上小鴨小学校について

山守・関金小学校と統合する場合（倉吉第四B小学校）と小鴨小と統合する場合（倉吉第二小学校）とが考えられる。上小鴨地区は、地区を分散するのではなく一体として統合する。

旧関金町との統合に対し、生活上の関係がたいへん深く、隣接しており、同じ西中学校に通学している生徒の多い小鴨小学校と統合することを案とする。学校の場所は、小鴨小学校とし、児童数の増加に合わせて必要な教室を増築する。中学校は西中学校とする。

(3) 高城小学校と北谷小学校について

生活上の関係がたいへん深く、同じ久米中学校に通学している隣接する二つの学校を統合（倉吉第三小学校）することを案とする。小中学生が校舎や施設を併用し、教員が小・中学校を兼任することにより、小学校の教科担任制等を進めるなど、小中連携した教育を推進する学校とする。

学校の場所は、久米中学校地内に小学校の必要な教室（校長室・職員室・保健室・事務室・図書室・教室・多目的ホール等）を新設する。

横田部落の児童の就学は、社地区としてのまとまりを考え、従来の社小学校を案とする。

(4) 成徳小学校と明倫小学校について

竹田川と小鴨川で区切られた旧倉吉町に属する隣接する2つの小学校を統合（倉吉第一B小学校）する。耐震工事が必要な建物を取り壊し、新たに12学級規模（特別支援学級を除く）の校舎を建築する。体育館、プールは現在のもを使用する。

学校の場所は、下記の項目を比較し、校地面積・運動場・体育館等の教育環境の良い明倫小学校を案とする。中学校は東中学校とする。

項目	明倫小学校に統合	成徳小学校に統合
校地 運動場	17,811㎡ 運動場 8,270㎡	12,174㎡ 運動場 4,016㎡
体育館	992㎡ バレーボールコート2面	731㎡ バレーボールコート1面
通学 徒歩 距離	宮川町2丁目公民館から2.5km	八幡町公民館から2.1km

(5) 関金小学校と山守小学校について

旧関金町にある二つの小学校を統合（倉吉第四A小学校）することを案とする。学校の場所は、関金小学校に統合し、中学校は鴨川中学校とする。近隣の鴨川中学校教員が小学校と兼任することにより、小学校の教科担任制等を進めるなど、小中連携した教育を推進する学校とする。

7 計画の推進

- (1) 平成24年度末までに、「倉吉市立小・中学校の適正配置の具体案」草案を提示する。
- (2) 平成25年4月から、再度、地区別合同（中学校区）で説明会を開催し、住民の合意を図る。
- (3) 統合校ごとに準備委員会を設置し、校名・校章・校歌、教育方針・内容等統合の諸準備をする。
- (4) 開校のための施設・設備の整備のため、予算要求・設計・建設に着手する。
- (5) 学校再編は準備の整った所から市議会で条例改正し、平成27年～30年度で段階的に行うよう予定している。

8 開校に向けて

(1) 統合準備委員会の設置

統合となる学校の開校に向けて円滑に取り組めるように準備委員会を設置し協議していく。準備委員会は、現在設置されている各学校の地域学校委員会を基に必要な委員を加えて組織する。

- ・〇〇小学校統合準備委員会設置要項の作成
- ・校名、校章、校歌等の決定
- ・学校教育目標、教育課程等の決定
- ・通学方法、通学路等の決定
- ・統合に向けた交流活動等の推進
- ・統合後の学校支援組織の在り方の検討
- ・放課後・休日・長期休業日等の児童の対応の意見具申
- ・学校の施設・跡地等の活用の意見具申
- ・その他必要な事項

(2) 移転作業計画の策定

9 学校が移転する地区での取り組み

学校と地域が結びついた活動をしていくことは重要なことである。地域学校委員会の取り組みを通して学校と地域との結びつきが強まってきたが、学校の統合によって、その取り組みが衰退しないように、また「地域が廃れる」という不安の解消のための手だてが必要である。地域が主体となって地域づくりを行えるよう行政は支援をしていく。

(1) 地域の中で生きる子どもをめざして

地区が、小学校が地域の中で果たしてきた地域づくりの役割を担っていくための組織、事業等を考えていく必要がある。地区公民館を軸として、青少年育成協議会、PTA、地区振興協議会等関係する団体とともに、地域の中で生きる後継者を育成していくための具体的なプログラムを作成し、実践的な活動を通して地域の中で生きる子どもを育成していく。

(2) 空き施設の利用について

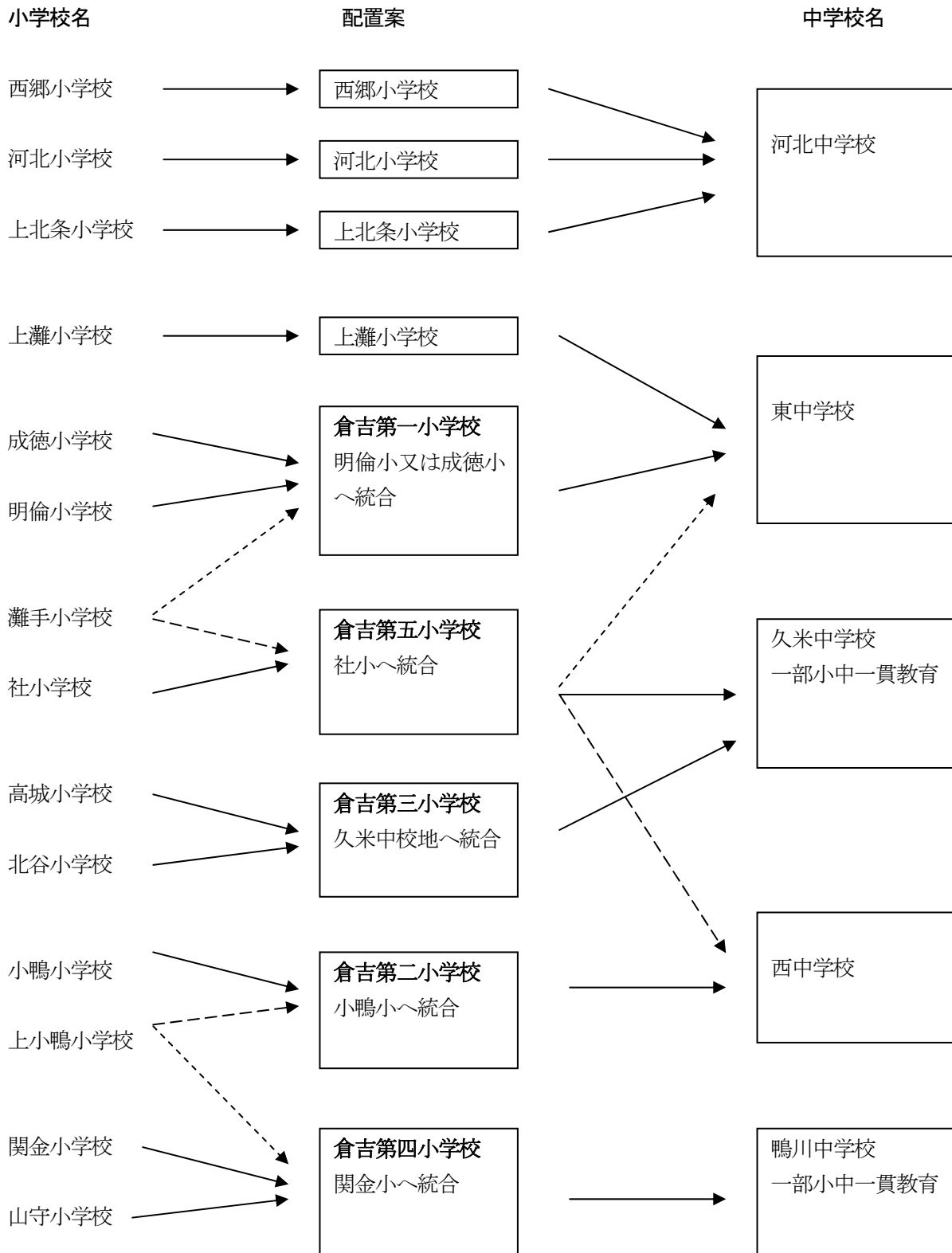
現在利用している学校の施設で、適正配置後に空き施設となる校舎がある。その後の活用について次の方法を考えることができる。市民の意見を聞き、市全体で十分検討した上で進めることが必要。

- ① 教育施設として転用 地区公民館、体験型社会教育施設セカンドスクール
- ② 民間・団体利用 スポーツ団体、文化芸術団体、産業振興、介護福祉等のための施設
- ③ 解体撤去

倉吉市立小・中学校の適正配置等について

倉吉市教育委員会

具体的例



倉吉市 小・中学校通学区域（案）

再編案	小学校	通学区域	中学校	再編案
西郷小学校	西郷小学校	山根、伊木、八屋、下余戸、上余戸、栗尾、大原、広栄町、虹ヶ丘町	河北中学校	
河北小学校	河北小学校	清谷、清谷町1丁目、清谷町2丁目、福庭町1丁目、福庭町2丁目、福庭、海田東町、海田南町、海田西町1丁目、海田西町2丁目、河北町、大平町、天神町、上井、上井町1丁目、上井町2丁目	河北中学校	河北中学校
上北条小学校	上北条小学校	穴窪、大塚、中江、新田、井手畑、下古川、古川沢、小田	河北中学校	
上灘小学校	上灘小学校	下田中町、円谷町、米田町、米田町2丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町2丁目、上灘町、昭和町1丁目、昭和町2丁目、南昭和町、東昭和町、東巖城町、幸町、見日町、巖城	東中学校	
倉吉第一小学校	成徳小学校	宮川町、宮川町2丁目、住吉町	東中学校	東中学校
		湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、堺町1丁目、堺町2丁目、堺町3丁目、研屋町、明治町、明治町2丁目、大正町、大正町2丁目、新町1丁目、新町2丁目、新町3丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町		
	明倫小学校	福吉町、福吉町2丁目、旭田町、金森町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町1丁目、鍛冶町2丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町	西中学校	東中学校
倉吉第一or第五	灘手小学校	北面、穴沢、別所、鋤、谷、津原、尾原	東中学校	東or久米中
(倉吉第五小学校)社小学校	社小学校	上神、寺谷、大谷茶屋、和田、和田東町、馬場町	東中学校	東or久米中
		秋喜、秋喜西町、西福守町	西中学校	西中学校
		大谷、不入岡、国府、国分寺、福光、黒見、横田	久米中学校	久米中学校
倉吉第三小学校	高城小学校	下米積、上米積、下福田、上福田、今在家、服部、桜、河来見、福積、岡、大立、上大立、般若、棕波、立見	久米中学校	
	北谷小学校	三江、福本、尾田、志津、福富、沢谷、杉野、俣谷、中野、長谷、森、大河内	久米中学校	
倉吉第二小学校	小鴨小学校	鴨川町、福守町	西中学校	西中学校
		富海、下大江、東鴨、大宮、岩倉、菅原、小鴨、中河原、生田、丸山町、西倉吉町、北野、長坂新町、長坂町、東鴨新町		
倉吉第二or第四	上小鴨小学校	蔵内、上古川、石塚、広瀬	西中学校	西or鴨川中
		耳、鴨河内、福山の希望する者（鴨川中学校）	鴨川中学校	西or鴨川中
倉吉第四小学校	関金小学校	関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居、関金町安歩、関金町関金宿、関金町郡家、関金町山口	鴨川中学校	鴨川中学校
	山守小学校	関金町野添、関金町米富、関金町小泉、関金町福原、関金町明高、関金町堀、関金町今西	鴨川中学校	

倉吉市小学校児童生徒数推移・推計

H	上北条小	河北小	西郷小	上灘小	成徳小	灘手小	明倫小	上小鴨小	小鴨小	社小	北谷小	高城小	関金小	山守小	小学校合計	備考	H24.5.1現在
10年度	196	443	303	426	211	95	275	123	396	384	131	194	211	78	3466		486
20年度	140	378	306	333	183	46	218	82	360	361	58	109	148	50	2772	H20.5.1現在	455
21年度	137	378	293	335	165	46	193	83	370	365	59	97	150	48	2719	H21.5.1現在	414
22年度	132	385	289	308	147	48	177	82	371	359	51	89	148	50	2636	H22.5.1現在	397
23年度	146	403	267	287	147	46	166	87	387	341	53	86	137	41	2594	H23.5.1現在	448
24年度	142	387	263	284	149	49	154	91	376	323	50	88	138	41	2535	H24.5.1現在	427
25年度	143	407	260	288	153	47	148	100	381	303	48	78	136	40	2532	推計児童数	413
26年度	150	401	282	302	146	43	140	97	383	297	52	83	127	33	2536	推計児童数	407
27年度	156	419	288	308	143	39	136	89	396	293	51	90	122	30	2560	推計児童数	400
28年度	165	413	295	311	140	39	128	92	393	281	53	96	117	27	2550	推計児童数	397
29年度	160	404	291	318	127	34	123	86	407	272	55	87	107	29	2500	推計児童数	386
30年度	162	418	289	338	122	30	125	85	434	270	57	88	99	27	2544	推計児童数	367
24年割合	5.6%	15.3%	10.4%	11.2%	5.9%	1.9%	6.1%	3.6%	14.8%	12.7%	2.0%	3.5%	5.4%	1.6%	100.0%	H24年校区別割合	
30年割合	6.4%	16.4%	11.4%	13.3%	4.8%	1.2%	4.9%	3.3%	17.1%	10.6%	2.2%	3.5%	3.9%	1.1%	100.0%	H30年校区別割合	
減少率	1.16	1.11	0.94	1.02	0.67	0.65	0.57	1.04	1.21	0.75	0.98	0.81	0.67	0.54	0.92	20年度／30年度	
40年度	187	462	273	343	81	20	72	88	523	202	56	71	66	15	2335	30年度×減少率	
50年度	217	511	258	348	54	13	41	91	631	151	55	57	44	8	2143	40年度×減少率	
減少率	0.83	0.94	0.95	0.79	0.58	0.32	0.45	0.69	1.10	0.70	0.44	0.45	0.47	0.35	0.73	10年度／30年度	
40年度	134	394	276	268	71	9	57	59	476	190	25	40	46	9	1867	30年度×減少率	
50年度	111	372	263	213	41	3	26	41	521	133	11	18	22	3	1371	40年度×減少率	
減少率	0.99	1.02	0.94	0.90	0.62	0.48	0.51	0.86	1.15	0.72	0.66	0.63	0.57	0.44	0.81	10年間と20年間の中間値	
40年度	131	339	234	274	99	24	101	69	352	219	46	71	80	22	2061	30推計数×校区別割合	
50年度	106	274	190	222	80	20	82	56	285	177	37	58	65	18	1669	40年度×減少率	

※1 平成40年度、平成50年度については過去の減少率をもとに市教委で試算したもの(小学校合計は各学校児童数を合計したもの。)修正の数値は、過去10年と過去20年の減少率の中間値に30年度の推計児童数を乗じて得た合計数に、校区別割合を乗じた推計数

※2 [参考]第11次倉吉市総合計画では、平成22年度から平成32年度までの年少者(0～14歳)人口の減少見込率は19.7%である。市出生数は、平成14年～23年までの平均出生数442人を基に、年少者減少率19.7%を乗じて得た推計数

倉吉市青少年問題対策協議会等条例

(趣旨)

第1条 この条例は、倉吉市青少年問題対策協議会その他の組織の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(青少年問題対策協議会の設置)

第2条 いじめその他青少年の問題について協議を行い、必要な事項を調査し、及び審議するため、倉吉市青少年問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、協議を行うものとする。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関すること。
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第3条の基本理念にのっとり、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関すること。
- (3) その他青少年の問題に関すること。

2 協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査し、及び審議する。

- (1) 法第28条第1項の調査に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年育成に関わる者
- (3) 関係行政機関の長又は職員
- (4) 市立小学校及び市立中学校の長

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(除斥)

第9条 会長及び委員は、第3条第2項の規定による調査に当たり、直接利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(いじめ問題検証委員会の設置)

第11条 法第30条第2項の規定に基づき、倉吉市いじめ問題検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第12条 検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の調査の結果について調査する。

(組織等)

第13条 検証委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第14条 検証委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 検証委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検証委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検証委員会の会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第16条 第8条の規定は、検証委員会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第17条 検証委員会の庶務は、企画振興部において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、協議会又は検証委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(倉吉市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 倉吉市青少年問題協議会設置条例(昭和29年倉吉市条例第24号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される協議会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、当該任命又は委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

倉吉市の対応

倉吉市青少年問題対策協議会

事務局：
教育委員会事務局

定常的な
連携

- ・学識経験を有する者
- ・青少年育成に関わる者
- ・関係行政機関の長又は職員
- ・市立小学校及び市立中学校の長

重大事態
への対応

法28条必置組織
(1) 法第28条第1項の調査に関すること
(2) その他教育委員会の必要と認めること

連携

調査依頼
(重大事態)

報告

倉吉市教育委員会

法30条1項 報告義務
(重大事態)

支援

法30条1項 報告義務
(重大事態)

学校

いじめ防止等の対策のための組織
(法22条)

- ・必要に応じて外部人材を加えて構成

協力依頼

支援

関係機関・関係団体等

- (例) スクールカウンセラー、PTA
スクールソーシャルワーカー、
スクールサポーター
青少年健全育成組織、人権擁護委員、
地域学校委員会、民生委員・児童委員 等

教育委員会

倉吉市

事務局：企画振興部（人権政策課）

法30条2項
調査依頼（重大事態）

倉吉市いじめ問題 検証委員会

報告

- 委員の想定
- ・弁護士
 - ・精神科医
 - ・児童福祉司
 - ・臨床心理士
 - ・元教育関係者等

法30条3項
再調査報告義務
(重大事態)

議会

【いじめ防止対策推進法第28条】

(学校の設置者又はその設置する学校による対応)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「**重大事態**」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

市長部局

平成26年度 倉吉市立小中学校土曜授業実施要項

倉吉市教育委員会

1 目 的

倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤ 「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」に掲げるとおり、子どもたちが倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子どもたちが倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組を推進する。

2 内 容

○小学生ふるさと学習

小学校の教育課程に基づき、地域の指導者の協力を得ながら、校区を対象としたふるさと学習を中心として展開する。地域の次世代育成事業と連携して実施する。

地域の歴史・文化（文化財）・自然等について体験をとおして学ぶとともに、地域の様々な人々との地域交流・世代間交流を行う。

【学習内容、方法、場所の検討、指導者の確保（学校支援ボランティア等）、PTAとの連携】

○中学生ふるさと学習

中学校の教育課程に基づき、「くらし風土記～倉吉学入門～」等を活用し、学習をするとともに、自分の志（進路意識）をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につける。

将来、社会的・職業的に自立し、良き社会人となるためのキャリア教育等を含めた学習をとおして、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を身に付ける。

【1・2年 くらし風土記等を活用したふるさと学習、学力補充、特別活動（立志のための活動）、3年 学力補充・調査】

○実施上の留意点

- ・学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子どもを育てる。子どもたちに豊かな教育環境を提供し、学校、家庭、地域が連携し、役割分担しながら、その成長を支えることができるよう取組を充実する。
- ・地域と連携した体験活動や、豊富な知識・経験を持つ社会人等の外部人材の協力を得た取組など、道徳や生活科、総合的な学習の時間、特別活動などの授業、学力補充などを通して「生きる力」を育む。

3 実施について

○月1回、土曜日の午前中に実施（3時間程度）する。実施日は倉吉市で統一する。

（平成26年度については、下表のとおり試行）

○平成26年度実施予定日

年間実施日数・・・小学校 3回、中学校 5回（実施日：○）

	実 施 日	振替（閉庁）	小学校	中学校
1 学 期	5月10日	8月13日（水）		○
	7月12日	8月14日（木）		○
2 学 期	9月13日	8月18日（月）	○	○
	11月15日	12月26日（金）	○	○
3 学 期	1月17日	1月 5日（月）	○	○

* 教職員の振替は、表のとおり一斉振替日を設定し、閉庁とする。なお、児童生徒については、長期休業中のため、振替は行わない。

* 小学校は、地元関係団体等との調整のため、2学期から実施する。

平成26年度より、全ての小中学校で
「土曜授業（半日）」に取り組みます

平成26年3月

保護者・地域の皆さま

倉吉市教育委員会

保護者・地域の皆さまには、日頃から倉吉市教育の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本市では、「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」をめざし、子ども達が倉吉の自然や歴史、自然等の財産をもとに、子ども達が倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取り組みを推進しています。

この取り組みをさらに充実させるため、土曜授業に取り組みます。

土曜授業のわらい

子ども達が、倉吉の自然や歴史、文化などに誇りと愛着が持てるよう、地域の特色を生かし、人材や歴史、自然等の財産をもとに、子ども達が倉吉を「知る・楽しむ・育む」ことのできる取組を推進し、倉吉市教育振興基本計画の学校教育分野の重点施策⑤「倉吉に誇りと愛着を持つ子どもの育成」をめざします。



1 学校週5日制の趣旨

完全学校週5日制（平成14年4月～）は、子ども達が家庭や地域社会での生活時間の比重を高めて、主体的に使える時間を増やし、「ゆとり」の中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、子ども達に社会体験や自然体験などの様々な活動を経験させ、自ら学び考える力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むことを目的として実施するものです。

2 土曜日における授業の実施が求められる背景

完全学校週5日制については、これまで概ね順調に実施されていますが、次のような問題も生じています。

- 地域でも土日にさまざまな行事などに取り組んでいますが、十分であるとはいえ、子ども達に様々な活動を経験させる機会が不十分
- 土曜日が保護者の休日ではない家庭においては、無目的に過ごしたり、生活リズムを乱したりする子どもへの対応が必要
- 学習指導要領の改訂に伴い授業時数が増加し、平日の学習が過密となることによる児童生徒の負担が増大

3 倉吉市の土曜授業（半日）実施について



- 実施方針
 - ・学校週5日制の趣旨を踏まえつつ、保護者や地域に開かれた学校創りを進める観点から実施します。
 - ・土曜授業は、「ふるさと学習」を中心として展開します。
 - ・キャリア教育等を含めた学習をとおして、自分の志をしっかりと立て、進路を実現するための学力を身につけます。（中学校）

- 実施方法
 - ・実施日は、全市統一日とし、前年度に決定します。
 - ・土曜日に午前中3時間の授業を実施します。
 - ・実施日は、保護者や地域への公開日とします。
 - ・授業として実施しますので、登校しない場合は欠席となります。

■平成26年度実施日（実施日：○）

	実施日	小学校	中学校
1 学期	5月10日		○
	7月12日		○
2 学期	9月13日	○	○
	11月15日	○	○
3 学期	1月17日	○	○

どのような効果があるの？

・・・「土曜授業」を実施することで、次のような効果を期待しています・・・

- より多くの保護者や地域の方に学校に来ていただく機会や活動の協力が得られやすくなることから、授業参観や学習活動への参加が容易になるだけでなく、深まりのある学習活動として実践することができます。
- これまで平日に行っていた学校行事や、地域や学校間の交流活動を土曜日に実施することで、平日の授業時数を確保したり、時間割編成にゆとりをもたせたりすることができます。
- 連続した3時間を使うことで、これまで以上に十分な活動時間を確保でき、子ども達にとってより効果的な学習活動を保障することができます。

「土曜授業」の内容（例）

【地域に開く学校行事】

運動会、音楽会、学習発表会、文化祭 など

【保護者・地域の方と一緒にできる活動】

地域見学、自然体験、農業体験、高齢者との交流会、社会人講演会 など

【教科・領域】


道徳、生活科（小学校）、総合的な学習の時間、特別活動、

「くらよし風土記」等を活用したふるさと学習（中学校）、学力補充（中学校）など



【問い合わせ先】 倉吉市教育委員会事務局 学校教育課 Tel 0858-22-8166

平成26年度 倉吉市土曜授業実施報告(5月10日)

学校名	学習内容				
	1限	2限	3限		
東中	1年	大山登山についての話し合い	大山登山についての話し合い	「くらよし風土記」の学習 (近世のくらよしの歴史等) 講師:倉吉市立図書館 山脇館長	
	2年	教科学習	「くらよし風土記」の学習 (近世のくらよしの歴史等) 講師:倉吉市立図書館 山脇館長	遠足に行く地域についての調べ学習等	
	3年	「くらよし風土記」の学習 (近世のくらよしの歴史等) 講師:倉吉市立図書館 山脇館長	教科学習	教科学習	
西中	1年	総合的な学習 「くらよし風土記」の編集 にあたって ～地域を学ぶ意義～ 講師:小椋教育次長	総合的な学習 「ニホンミツバチと一緒に暮らせるまちづくり」 講師:明倫公民館 徳吉 館長	教科学習	写真なし
	2年		教科学習		
	3年		教科学習	教科学習	
久米中	1年	教科学習	体育 運動会組み体操	教科学習	写真なし
	2年	体育 運動会組み体操	教科学習	教科学習	
	3年	教科学習	教科学習	体育 運動会組み体操	
河北中	1年	教科学習	教科学習	「船上宿泊研修の振り返り」 「くらよし風土記」配布	
	2年	教科学習	「春の遠足」の表彰	「春の遠足を振り返る」 短歌・新聞作り 「くらよし風土記」配布	
	3年	修学旅行			
鴨川中	1年	総合的な学習 ふるさと発見ウォークラリー(仲間づくりとともに、地域の自然・歴史を知る) 講師:倉吉市役所 文化財課 箕田主任(鳥飼家住宅)			
	2年				
	3年	総合的な学習 修学旅行のまとめ			

平成26年度 倉吉市土曜授業実施報告(7月12日)

学校名	学習内容				
	1限	2限	3限		
東中	1年	教科学習	教科学習	総合的な学習 「くらし風土記」の学習 (倉吉の文化・文化財など)講師:倉吉博物館 根鈴 輝雄 氏	
	2年	教科学習	総合的な学習 「くらし風土記」の学習 (倉吉の文化・文化財など)講師:倉吉博物館 根鈴 輝雄 氏	手話講座 講師:手話普及コーディネーター 河上 永子 氏	
	3年	総合的な学習 「くらし風土記」の学習 (倉吉の文化・文化財など)講師:倉吉博物館 根鈴 輝雄 氏	教科学習	教科学習	
西中	1年	教科学習	教科学習	教科学習	
	2年	教科学習	教科学習	教科学習	
	3年	教科学習	教科学習	教科学習	
久米中	1年	情報モラル講演会 講師:今戸珠美 氏	情報モラル講演会の感想など	教科学習	
	2年			教科学習	
	3年			教科学習	
河北中	1年	「倉吉の歴史を語る」 講師:倉吉市立図書館 山脇 幸人 氏	人権作文		
	2年	人権作文		「倉吉の歴史を語る」 講師:倉吉市立図書館 山脇 幸人 氏	
	3年	教科学習	「倉吉の歴史を語る」 講師:倉吉市立図書館 山脇 幸人 氏	教科学習	
鴨川中	1年	教科学習	教科学習	教科学習	
	2年	「わくわくかもがわ」で職場体験する各事業所を生徒が訪問し打合せを行う			
	3年	教科学習	教科学習	教科学習	

倉吉市の「小中連携」教育の推進について(案)

倉吉市教育委員会事務局学校教育課

はじめに

「知識基盤社会」とよばれるこれからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、変化に対応するために、知識をため込むだけでなく積極的に使いこなす力量を身につけさせることが必要である。

本市においては、倉吉市教育振興基本計画を策定し、自然・歴史・文化等の地域の特性を生かしながら、各校が特色ある充実した教育活動を展開し、学力の向上や豊かな心とたくましい体づくりをめざすとともに、伝統と文化を尊重し故郷に誇りと愛着をもつことのできる子どもの育成に努めてきた。

しかし、価値観の多様化、急速な情報化のなど社会の変化に伴い、家庭の教育力の低下や子どもの心の成長の不成熟などが問題となってきている。小学校低学年におけるコミュニケーション能力や集団生活の能力の不足、「10歳の壁」と言われる中学年の時期での集団生活、高学年の思春期的特徴は早まっているものの体験に裏打ちされない実態がある。また、中学校においても、小中学校のギャップを強く感じている生徒もおり、「中1ギャップ」問題をどのように、無理のない段差に感じられるようにするための方策が必要となっている

今後、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスの重視、言語活動、道徳教育、体験活動の充実等、学習指導要領の趣旨を生かし、様々な教育活動をとおして本市の子どもたちの「生きる力」を育むことに努める。そして、自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性を持ち、困難なことでも耐える力と新たなことにチャレンジする力をもつ子どもを育成していくよう努める。

保育所・幼稚園・小学校・中学校の連携（縦の連携）を深め、幼児期からの一貫した教育の充実に努め、家庭と連携した取組を推進するとともに、地域の人が学校運営に参画する体制づくりを推進（横の連携）していく。

1 小学校・中学校の連携

特に、義務教育9年間を見通した倉吉市学校教育の在り方を求めていく必要がある。9年間を、前期(10歳)の基礎・基本づくり、中期(13歳)の小学校から中学校へのスムーズな移行、後期(15歳)社会で自立して生きていく基礎づくりと捉える。

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、他者と共に学び続ける人間となることが求められる。そして、異質な他者と対等に、そして互恵的に関わる力とよりよい問題解決者となるための力が必要となる。そうした、力をつけていくための学びの在り方を、小中連携教育推進のキーワードとして考えていく。

具体的には、鳥取県教育委員会が提案している「とっとりの授業改革【10の視点】」に基づいた小学校、中学校それぞれの授業研究であり、倉吉市教育委員会の示している「自ら学びたくましく生きる」(倉吉市における学力向上イメージ図)にある、基礎的・基本的な知識技能を身に着け、主体的に学習に取り組む態度を養い、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成である。いわば、「持っている知識」から「使える知識」へ、「知っている知識」から「作り上げる知識」への転換が必要である。

2 倉吉市における小中連携

鳥取県教育委員会中部教育局の進める中部学力向上プロジェクトについて～中部版「スクラム教育」～と連携しつつ、各中学校区で推進していく。

小・中学校 『めざす授業の姿』～「学び合い、高め合いのある授業」をめざして～

中部教育局が提唱する「めざす授業の姿」の研究を全での中学校区の小中学校で推進する。

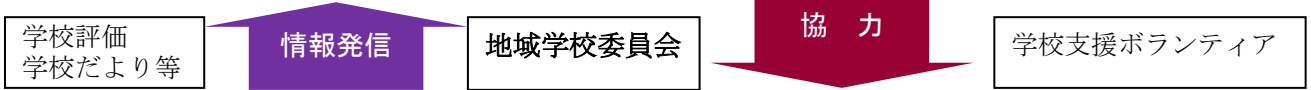
平成26年度 鳥取県教育委員会の事業を活用して実施する。

別紙 倉吉市の「小中連携」(案)、倉吉市における学力向上イメージ図、倉吉市研究指定校等一覧

倉吉市の「小中連携」(案)

倉吉市教育委員会事務局 学校教育課

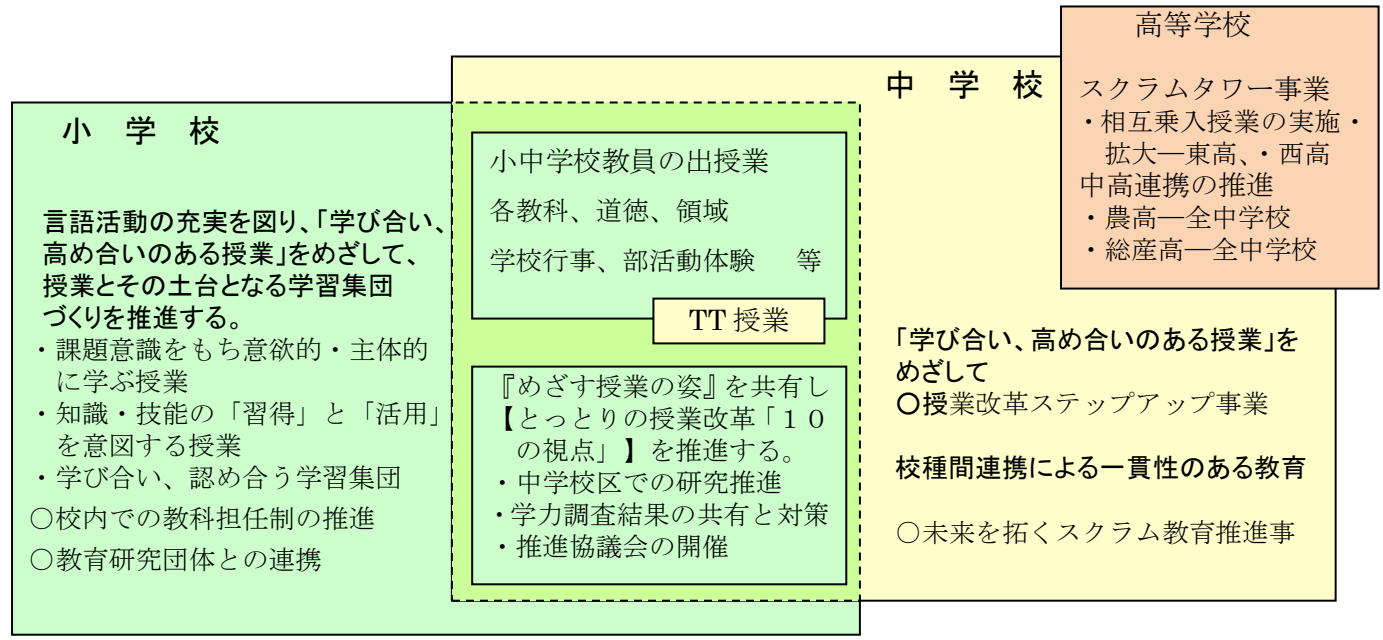
家庭や地域



児童期 (1/2成人式)				(立志式) 青年期				
学級担任制				一部教科担任制		教科担任制		
小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
【前期】 基礎的な知識・技能の習得 基本的生活習慣の確立 (学校生活のリズムの定着)				【中期】 自ら学び課題を解決するための 技能と態度の育成 (小学校から中学校へのスムーズな移行)			【後期】 社会で自立して生きていく基礎づくり (自己の進路実現)	

わらい

小学校6年間と中学校3年間がそれぞれ完結し独立した中で連携を図りながら、学習における交流や学校行事の共同開催等のみならず、教職員の専門性や特性を生かして児童生徒の成長を図る。



メリット

- 「中一ギャップ」の解消
- 教師の専門性の共有
- ダイナミックな行事等の活動
- 異年齢の交流の機会の増大
- 長いスパンの指導の実現
- 人的配置の充実の実現 等

デメリット

- 教職員の打ち合わせ等に必要な時間の確保
- 施設利用の調整の必要性
- スクールバス等の活用による児童生徒の安全な通学・移動の確保